

別記様式第7号（計画を定めた際に行う公告（第7条関係））

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年9月29日

松江市長 上定 昭仁

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
松集 25-1	松江市宍道町上来待 2778-1	711 は 8 外 2	山林	0.0455	2036年3月31日 まで	
松集 25-1	松江市宍道町上来待 2784-1	711 に 23 外 1	山林	0.0433	2036年3月31日 まで	
松集 25-1	松江市宍道町上来待 2785-2	711 に 23 外 1	山林	0.0412	2036年3月31日 まで	
松集 25-1	松江市宍道町上来待 2786-1	711 に 23 外 1	山林	0.1278	2036年3月31日 まで	
松集 25-1	松江市宍道町上来待 2789-1	711 に 1 外 3	山林	0.0699	2036年3月31日 まで	

2 縦覧場所 松江市 産業経済部 農林基盤整備課

3 本公告により、松江市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。